

2019年（令和元年）9月11日（水）第9回例会（通算2849回）



2019-20年度  
国際ロータリーのテーマ  
RI会長：マーク・ダニエル・マローニー

今月のロータリーレート 1\$=106円

2019-20年度 ◆クラブテーマ◆

## 【原点回帰】

会長：橋本 孝来 副会長：森田 安高  
幹事：大田 次男 副幹事：東上里 和広

地区ガバナー：新本 博司氏 奉仕の実践/平和で明るい未来

### 今週の御嶽の紹介 真泊御嶽（マドゥマリオン）登野城

この御嶽は、大濱信泉記念館の裏手（東側）にあります。

琉球王府から命令を受け、三司官(国務大臣)や御検視官、在番たちが毎年八重山にやって来ていました。彼らは、公用船「馬艦船(まーらんぶに)」に乗って来て、今の登野城漁港の先辺りにあった美崎泊に錨を下ろし、そこから小伝馬船に乗り移って上陸していました。その上陸地点の直ぐ傍にあったのが真泊嶽で(古くは美崎真泊とよばれていました)、航海安全の神が祭られていました。

1820年、首里から公務の帰途、台風に遭遇した松茂氏第8世宮良頭当演が漂流中、真泊御嶽に祈願して無事に帰島しました。1902年、附近の道路工事に支障が出たため隣接の美崎御嶽の境内に奉還されました。その後、1957年には有志の浄財で旧跡(現在の場所)に再奉還されました。そのため真泊御嶽は2ヶ所に別れて鎮座しています。

「真泊御嶽」



「真泊御嶽」側面より



### 9月4日（水）例会報告

《司会進行：松林 豊》

ロータリーソング：君が代 四つのテスト

ソングリーダー：宮良 薫

ピジター：白木 久雄氏（高知県 中村 RC）

メークアップ：我那覇 宗善 森田 安高 仁開 一夫

小林 昌道 遠藤 正夫 金城 智子

会 員 総 数	44名
出席義務会員	43名
出 席 数	26名
欠 席 数	17名
出 席 率	60.46%
通算出席率(8月)	61.35%

★9月のプログラム 9/18(水)入会式:砂川和徳氏 9/25(水)ロータリー財団地区補助金プロジェクト寄贈式

例会日 水曜日 12:30~13:30  
例会場 アートホテル石垣島(0980)83-3311  
事務局 〒907-0013 石垣市浜崎町 1-1-4

TEL/FAX(0980)83-2917  
URL <http://ishigaki-rotary.jimdo.com>  
E-mail [ishiroatary@ninus.ocn.ne.jp](mailto:ishiroatary@ninus.ocn.ne.jp)

◆◆◆会長挨拶: 橋本 孝来◆◆◆



中村 RC の白木様、ようこそ石垣島へお越しくださいまして、ありがとうございます。台風 13 号が向かってきていますので、皆さんお気をつけください。白木さんもお気を付けてお帰りください。台風の名前が付いているのは何故かと思いグーグルで調べてみました。最初に名前を付けたのは、オーストラリア人の気象予報士が、自分の嫌いな政治家の名前を順番に付けていったのが始まりのようです。アメリカだと割と女性の名前が多いようで、カトリナとかはその辺にいたりするのでいいのかな? と思ったりします。台風に関してはアジアの名前がいくつか決まっているそうです。雑談はそれぐらいにしまして、とにかくお願いしたいのは、来週の RLI 研修会です。3 名のリーダーをお迎えし、松阪パストガバナーもいらっしゃいます。フルタイムが厳しいという方でも、少しの時間だけでも足を運んでいただければとお願い申し上げます。本日は、前原さん卓話ですね。複雑な消費税についての卓話を頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

◆◆◆幹事報告: 大田 次男◆◆◆

9/1(日) 正午より「稚内市子育てと平和の日・大韓航空機遭難慰霊」呼応鐘打式へ参加して参りました。平和の鐘の会支部長の大濱達也さんは稚内市の方で、私は石垣で二人のロータリアンが北と南で鐘打いたしました。ロータリー文庫の決算報告書が届いておりますので、ご覧になりたい方は事務局でお願いいたします。9 月は基本的教育と識字率向上月間となっております、国際ロータリー日本事務局から、特別月間に関するリソース案内が届いております。内容的には世界には子どもたちが基本的な教育を受けられず、成人が十分に読み書きできない国や地域があります。そうした地域で基本的教育を提供し、識字率を上げれば、そのほかの諸問題の解決が出来ます。ではなぜ、識字率をあげなければならないのか。識字率が上がるとどうなるのか? すべての女性が初等教育を修了すれば、妊婦の死亡率は 66% 減少する。読み書きのできる母親を持つ子どもは、読み書きのできない母親の子と比べて、5 歳以上まで生き延びる確率が 50% 高い。低所得国で全生徒が読み書きを習得した場合、1 億 7,100 万人が貧困から抜け出すことができる。たかが

識字率と思われがちですが、識字率が上がればこのような状況から抜け出すことが出来るということです。今日、予定していました第 2 回モアイ並び佐藤智博氏激励会は、台風 13 号接近に伴い、9/7 に延期といたしました。場所等が決まりましたらお知らせいたします。会費の引上げについては、異議申し立てがきておりませんので、10 月より引き上げとさせていただきます。10/19 に行われます台東 RC の 38 周年事業は、10/21・22 と IM 大会があり、出席が困難ということを本日、返信いたします。但し、10/19 には当クラブより祝電を送ることといたします。防犯教育用教材 DVD 寄贈については、9/25 の例会場において寄贈式を行います。石垣市民憲章推進協議会賛助会員の加入については、一口 1 万円の加入をすることといたしました。会員の長寿祝いについて、対象者が 4 名ほどいますので、夜間例会で楽しみたいと思います。来週以降のプログラムについては、9/11、松坂パストガバナーに卓話をしていただき、終了後に大濱信泉記念館にて 14 時~17 時まで RLI 研修会を行います。20 名ほど出席して欲しいとの要望がありますので、会員の皆さんは出来るだけ多くの出席をお願いいたします。9/18 砂川和徳氏の入会式、9/25 補助金プロジェクトで DVD 寄贈式、10/2 は会員卓話:我那覇宗善氏、10/9 休会、10/16 夜間例会、10/23IM大会振替休会、10/30 会員卓話:金城智子氏、11/6 ゲスト卓話:伊良皆誠氏、11/13 最新心肺蘇生法講習会&夜間例会、あと公開例会を行う予定をしております。内容は「3 万年前の航海」としてあります。上勢頭さんが繋がりがあり、協力していただいておりますので、詳細が決まりましたらお知らせいたします。

◆◆◆会員からの報告◆◆◆

上勢頭 保氏 幹事の方から公開例会の報告されたことを、大変嬉しく思っております。ありがとうございます。海部陽介さんという人類学者ですが、その方から 3 年前に突然ご連絡がありまして、大陸から琉球にどのようにして人類が渡って来たのかというのを再現したいこと。それから白保に空港を造るという時に 3 万年前の旧石器時代の人骨が出ました。そういったことを実証実験をしたいとお話がありました。行政や教育委員会、税関も含めて 3 年前から私も協力をして参りました。当初は与那国島から西表島まで草束船での航海を失敗し、次に竹筏船でしましたがそれも失敗して、今回、失敗したらもう終わりだなというような状態でしたが、旧石器時代の丸木船を使って成功しました。クラウドファンディングでお金を集めまして、上野にあります国立博

物館に海部先生はおられますので、上野 RC の皆さんが協力をして頂いて3千万円を達成しました。それから私と台湾から石垣島、台湾から宮古島と一緒にヨットで航海しました、大野さんが足りない分を出して頂きました。台湾から出航して無事に2日間かけて与那国島に到着いたしました。これは公開例会をすればいい勉強になるかと思い、会長・幹事へお話しをしました。ご本人もお世話になりましたので、そういう場での講演をいつでもお受けしたいということでありませぬ。公開例会をして、子供たちに未来を与えることが出来ればと喜んでおられるところであります。今回、公開例会を取り上げて頂いて感謝申し上げます。ありがとうございました。

### ◆◆◆会員卓話：前原 博一 氏◆◆◆

前原博一税理士事務所 税理士

◆テーマ◆

#### 消費税 軽減税率制度について

8%? 10%?

5% 8% 10%



来月からよいよ始まる消費税についてのポイントをお話いたします。実は、この消費税率が上がるのに2度延期になりました。今回も延期になるのではないかと思ひながら実務をしてきましたが、さすがにここまでくると10%になるのは確実だと思ひますので、そのお話しをしたいと思います。今回消費税が上がるにあたって、国税庁から出ている「消費税の軽減税率制度」のパンフレットがありますので参考にして下さい。早速ですが施行スケジュールについて説明いたします。10月から消費税の税率が10%になります。ただし、10%の税率だけではなく、軽減税率として食料品及び定期購読新聞については現在の8%の軽減税率が適用されます。簡単に言いますと、人の口に入る飲食料品については原則8%ですが、お酒と外食に関しては10%ということになっています。来月から消費税率が10%になりますが、実は今回の消費税の改正の目玉は、令和5年10月から始まるインボイス制度です。最近よく新聞などで聞く名前だと思いますが、正式には「適格請求書等保存方式」、長い名前ですが、よく「インボイス制度」とも言います。こちらのインボイス制度が本来、国が目的とする大きな改革になると考えられます。インボイス制度の説明の前にまず消費税の計算方法、仕組みが分かればインボイスに関して理解しやすいかと思ひますので、そのお話しをします。消費税は間接税として、法人税や所得税とは異なり会社の利益(所得)に対して税額が発生するものではありません。基本的には、お客さんから預かった消費税とそれぞれ経費で払った消費税の差し引きを国に納める仕組みです。簡単な例で示すとある会社の年間売上11,000円、年間経費5,500円としますとその内売上に係る消費税10%の①1,000円(預かり消費税)、経費に係る消費税10%②500円(仮払消費税)。消費税の計算では①1,000円－②500円＝500円を国に納めます。インボイス

が始まると、②500円の経費を支払った相手先がこれから説明する消費税の課税事業者つまり消費税を納める事業者でないと、②500円の控除が出来なくなる仕組みになります。消費税は、事業をしていると必ず納税義務があるのではなく、課税事業者のための要件があり、消費税を納める義務が免除されている事業者もあります。消費税を納める義務は免除されているにもかかわらず、お客さんから消費税分10%を預かるとその分その事業者の売上になります。つまり、免税事業者でするのでそのまま会社の利益になってくる形になります。よく益税として以前から指摘されておりました。この益税の歯止めのためインボイス制度が導入されます。次に消費税の転嫁のお話しをします。消費税は本来預り金としての性格なので法人税や所得税のように利益に対して課されるものではありません。そこで正しい転嫁がされないと会社の利益の中から消費税を納める形になります。そうすることによって、消費税が無かった時代から3%、5%、8%、10%と上がるにつれて、会社の利益が減っていくという仕組みになる場合もありますので、税率が上がることによって、正しい消費税の転嫁されるように国もかなり注意喚起しています。ちゃんとお客さんから8%、10%の消費税を預かれば問題ありません。まず軽減税率の対象は飲食料品(酒類・外食サービスを除く)と新聞の譲渡です。新聞については①一定の題号を用いて週2回以上発行される。②政治、経済、社会、文化等に関する一定社会的事実を掲載

③定期購読契約に基づくもの。しかし、コンビニで買う新聞や電子版は対象外で10%になります。飲食に関しまして、外食やケータリングは軽減税率の対象にはなりませんので10%となります。外食とは、飲食店など食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備がある場所において、飲食料品を飲食させるものです。ケータリングとは、相手方が指名した場所において行う業務を伴う飲食品の提供となります。10%の飲食なのかもしくは持ち帰りの8%なのか判断に迷うケースが出てくるとかと予想されています。これを避けるために、昨日のニュースで見ましたが、ある飲食業界では持ち帰りでも店内で食べる場合でも同じ価格設定にすることを予定しているというニュースがありました。これは、結果本体価格を値引きして統一していることに過ぎませぬので、先ほどの消費税転嫁という本来の仕組みから外れることとなりますので問題があります。軽減税率が適用されるものは食品表示法に規定する食品で①人の飲用又は食用に供されるもの②米や野菜、果実など農作物、食肉や生乳、食用などの畜産物、魚類や貝類③めん類、パン類、菓子類、飲料などです。また取引の判定時期は、軽減税率が適用される取引か否かの判定は取引を行う時点で行います。例えば、私があるファーストフード店に行ったとします。そこで注文した時に店内で食べるのか、

持ち帰りなのかを確認されると思いますが、その時に持ち帰りであれば 8%、店内で食べるのであれば 10%になりますが仮に私が消費税 8%のために、持ち帰ると伝えると 8%になりますが、お金を払った後に気が変わりその店舗でそのまま食べることになっても 10%にはならず、あくまでも私とお店の取引した時点でその判定に基づき 8%か 10%かの判断になります。今回の改正は大きくわけて令和元年 10 月からの消費税率引き上げと令和 5 年 10 月のインボイス制度があります。来月の 10 月から区分記載請求書等保存方式として請求書等に記載しなければいけない項目が増えます。そして、令和 5 年 10 月からは、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が始まります。区分記載請求書等保存方式には、軽減税率の対象品目である旨(印)が必要です。もう一つは消費税 8%、10%ごとの合計した税込対価を記載します。そのために新たなレジを導入やその対応が必要となってきます。令和 5 年 10 月からのインボイスが始まるとこれまでと同様な項目に税率ごとの消費税

額や登録番号を付す必要が出てきます。登録番号というのは、消費税の課税事業者でなければ登録番号がもらえません。こちらは税務署に申請が必要(適格請求書発行事業者)です。申請は令和 3 年 10 月よりスタートしますがなぜ登録番号が必要になってくるかと言いますと、この登録番号がついていない請求書等では消費税の計算上支払った消費税を差し引くことができなくなる仕組みです。つまり消費税の免除されていた事業者でこの登録番号がついていない請求書等の取引については、消費税を控除することができなくなります。本来、消費税を納める義務がない事業者もこの登録番号をもらうために、課税事業者を選択し課税事業者になる必要があります。但し、令和 5 年 10 月からいきなりスタートすると混乱が予想されていますので経過措置として令和 8 年 9 月 30 日まではその 80%の控除。さらに令和 11 年 9 月 30 日までは 50%の控除が認められます。登録番号がついていなくても控除が認められそれ以降は全額控除されません。いよいよ 10 月から消費税増税になりますので、何かありましたらまたよろしくお願いたします。ご清聴ありがとうございました。

～例会風景～



白木会長エレクト またのお越しをお待ちいたしております。

本日のニコニコ

☆橋本 孝来氏:中村 RC 会長エレクト白木様、出席下さりありがとうございました。

皆さん RLI 研修会のご参加をよろしくお願いいたします。

☆前原 博一氏:本日は卓話を聞いていただき、ありがとうございました。

☆上瀬頭 保氏:昨日、竹富島のけ結願祭を終え 22ヶ所のお宮を参拝いたしました。

☆今西 敦之氏:家内誕生日内祝 前原会員、本日の卓話よろしくお願い致します。

佐藤会員、良き出会いに感謝！さらなるご活躍祈念申し上げます。

☆前木 繁孝氏:白木様 石垣 RC へのメイクアップお疲れ様です。前原さん会員卓話ためになりました。

☆佐藤 智博氏:今日が最後の例会出席です。皆様、大変お世話になりました。



◆BOX¥7,000 (累計¥49,000) ◆コイン¥3,587 (累計¥22,758) 合計 ¥61,758

☆佐藤智博氏との雑談会 (9月4日(水) 19:00 於:さつき)

白木久雄氏・大濱達也氏・宮良薫氏・南波正幸氏・池城貞光氏・今西敦之氏・宮城早人氏

◆BOX¥14,000 (累計¥63,000) ◆コイン¥3,587 (累計¥22,758) 合計 ¥85,758

HAPPY BIRTHDAY



米盛 博和氏 7日(土) 上勢頭 保氏 9日(月) 松原 栄松氏 15日(日)  
橋本 孝来氏 16日(月) 松尾 和彦氏 20日(金) 黒島 剛氏 24日(火)

